

青年等就農資金の概要

【農業経営を開始するために必要な資金の借入れ】

認定新規就農者に対して、青年等就農計画に即して農業経営を開始するために必要な無利子資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定新規就農者

※ 認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

青年等就農計画の達成に必要なとなる資金

- ・農地等の改良等（農地等の取得は除く）
- ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・創立費、開業費その他の繰延資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の開始によって必要となる長期資金

(2) 借入限度額 3,700万円（特認限度額1億円）

(3) 借入金利 無利子

(4) 償還期限 17年以内（うち据置期間5年以内）
（令和元年10月31日以前に貸付されたものは12年以内）

(5) 担保・保証人 融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

3. 取扱融資機関

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関等にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- 農林水産省経営局就農・女性課（TEL:03-3502-6469）
- 株式会社日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）